

監事選出選任規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小諸市社会福祉協議会定款第19条に定める監事の選出選任について定めるものとする。

(監事)

第2条 監事は、次に掲げる者のうちから、評議員会の決議によって選任する。

(1) 区長会地区会の代表者

(2) 市監査委員

附 則

この規程は、平成15年5月28日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年9月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。